

日南町地域おこし協力隊「活動支援団体」募集要項

令和5年10月11日

1. 趣旨

日南町は鳥取県西部に位置し面積の約9割を森林に囲まれた自然豊かな町です。寒暖差が大きい冷涼な気候を活かした農業、鳥取県の木材素材生産量の約3割を占める林業などの1次産業や、高度経済成長期以降の日南町の経済を支えてきた建設業が日南町の産業の中心です。町内の商工業の状況は、近年各地域の商店の廃業による地域外への消費の流出など、解決すべき課題が山積みです。

日南町では、地域おこし協力隊員（活動支援型）が活動支援団体と連携して地域活動に参画しながら、地域の課題解決に挑戦しています。そこで、地域おこし協力隊の制度を効果的に運用しながら、まちの活性化に貢献いただける人材の確保及びその定着を図るため、趣旨に賛同いただき隊員をサポートしていただける活動支援団体を募集します。

2. 日南町地域おこし協力隊（活動支援型）とは

日南町地域おこし協力隊（活動支援型）には、3種類あり内容については、以下のとおりです。

①日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊

暮らしている人間では気づかない日南町の地域資源を活用し活動支援団体と連携して地域活動に参画しながら、まちの活性化・魅力発信を行ってまいります。隊員を卒業後、自らが経験した活動をもとに起業し、まちの底力を引き上げること目指します。

②日南町地域おこし協力隊（半学半域型）

大学生・大学院生・研究員が学業や研究活動を行いながら活動支援団体と連携して地域活動に参画し、地域の課題解決に挑戦するものです。活動日数は1週間あたり地域活動を週3日、学業を週2日とします。隊員自身の研究テーマをもとに地域課題解決のための研究を行い、その成果を日南町に還元し日南町の活性化を目指すものです。

③日南町インターン型地域おこし協力隊

地方への移住や地域おこし協力隊に興味がある方が、実際に現地で暮らしながら、地域に自分がマッチしているかをお試しできる、地域おこし協力隊の「プレ体験」です。体験を通して地域が気に入り、やりたいことが見つかったら、地域おこし協力隊にステップアップすることができます。

隊員の委嘱期間中は町内に居住しながら「地域活動」を行います。隊員の募集については、活動支援団体の活動内容とマッチングする人材を日南町が募集します。また、隊員の活動は、活動支援団体の拠点を中心に活動していただきます。なお、地域活動は次に掲げる活動とします。

- (1) 地域産業の振興及び地域資源の発掘に関する活動
- (2) 地域住民活動の支援及び地域コミュニティの活性化に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住定住の促進に関する活動
- (4) 地域の魅力発信及び観光振興に関する活動
- (5) 地域教育及び文化活動の推進に関する活動
- (6) 地域の課題及びニーズの解決に関する活動
- (7) その他町長が必要と認める活動

3. 日南町地域おこし協力隊活動支援団体とは

日南町内に事務所等を有し、地域振興、地域活性化等に関する活動に前向きな法人又は任意の団体で、次の要件を満たしている団体をいいます。

- (1) 法人格を有している団体であること。
- (2) 本募集要綱の趣旨を理解し隊員を受け入れ、その支援ができる体制が整っていること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4. 地域おこし協力隊活動支援事業とは

隊員は活動支援団体と雇用契約を結び「活動」を行います。具体的には活動支援団体が作成する「活動支援事業企画提案書」に記載され、町が認めた具体的事業を指しますが、原則として次の業務が含まれていることを要件とします。

- (1) 隊員の住居を確保すること
- (2) 隊員の活動計画（スケジュール）の策定に関すること
- (3) 隊員の活動の調整、指導に関すること
- (4) 隊員の活動実績の取りまとめ及び広報・情報発信に関すること
- (5) 隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関すること
- (6) その他 隊員の活動の円滑な運営に関すること

5. 活動支援団体の登録

活動支援団体への登録を希望する団体は、活動支援団体登録申請書（様式1）内に活動支援を行う内容（2. 日南町地域おこし協力隊（活動支援型） ①～③）を記入し提出するものとします。

登録申請書等の内容が適切であると町が認めた場合は、「日南町地域おこし協力隊（活動支援型）活動支援団体」として登録し、活動支援団体とマッチングする人材を隊員候補者として町が広く募集します。

隊員の応募があった場合は、活動支援団体参画のもと、面接等を実施し採否を決定し、町長が協力隊員として委嘱します。当初の事業開始は、令和6年4月1日以降または、町長が委嘱した日いずれか遅い方となります。

6. 活動支援事業の経費

隊員の活動に要する経費については、日南町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱に基づく補助金が1年間、最長で3年間活用できます。ただし、日南町インターン型地域おこし協力隊の活動日数については、14日以上90日以内の実活動日数に基づき算出した額となります。

補助金の上限額は下記表のとおりとします。

日南町地域おこし協力隊活動費等補助金上限額一覧

	報償費（人件費）	活動助成費	合計
日南町チャレンジ起業地域おこし協力隊	2,800,000 円/年	2,000,000 円/年	4,800,000 円/年
日南町地域おこし協力隊（半学半域型）	1,680,000 円/年	2,000,000 円/年	3,680,000 円/年
日南町インターン型地域おこし協力隊	12,000 円/日		168,000～1,080,000 円 ※日額上限額に活動日数を乗じた額

※隊員の委嘱期間が年度途中の場合は、報償費（人件費）の上限額を月数、日数により按分します。

7. 隊員の活動時間及び報償費等

隊員の活動時間及び報償費（人件費）については、以下のとおりとします。

日南町地域おこし協力隊の活動時間及び報償費等一覧

	報償費（人件費）	活動日数	活動時間
日南町チャレンジ起 業地域おこし協力隊	233,000 円/月	5 日/週	8 時間/日
日南町地域おこし協 力隊（半学半域型）	139,800 円/月	3 日/週	8 時間/日
日南町インターン型 地域おこし協力隊	12,000 円/日 <small>※12,000 円以内に活動費を含みます。</small>	14 日以上 90 日以内	8 時間/日

※隊員の委嘱期間が年度途中の場合は、報償費（人件費）の上限額を月数、日数により按分します。

隊員の報償費（人件費）、活動日数、活動時間は上記の通りとし1日の活動時間は8時間、週40時間以内を基準としますが、基準内で活動支援団体が決定するものとします。

隊員の活動時間以外の時間帯での副業の制限はありません。

8. 登録申請書の提出

活動支援団体の登録を希望する団体は、登録申請書に以下に示す添付書類を添えて提出してください。

(1) 添付書類

- ア. 日南町地域おこし協力隊（活動支援型）活動支援団体登録申請書
- イ. 活動支援事業企画提案書
- ウ. 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- エ. その他参考となる書類等（任意）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 随時登録申請を受け付けます。

(4) 提出・問い合わせ先

日南町役場 地域づくり推進課

電話 0859-82-1115

Mail : s0200@town.nichinan.lg.jp